令和２年度　台風・風水害による臨時休業等に関する規定について

姫路市に暴風・大雨・洪水・大雪警報のいずれかが発令された場合は、下記１のとおりに対応します。ただし、姫路市に発令されていなくても在籍生徒の居住地のいずれかの地域(注) に発令された場合、その地域から通学している生徒については自宅待機とし、対応は下記１に準じます。

なお、定期考査期間においては、警報が姫路市または在籍生徒の居住地のいずれかの地域 (注) に発令されている場合、下記２の通りとします。臨時休業となった場合は、その日の考査は考査最終日以降に組み入れ、他の考査日は予定通り実施します。

(注)生徒居住地調査により、令和２年度の姫路市以外の該当地域を以下のとおり定めます。

福崎町、市川町、神河町、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町、高砂市

記

１　定期考査以外の日の対処

(1) 午前６時の時点で警報が解除された場合 ‥‥‥‥‥‥ 平常授業
〃　　発令中の場合 ‥‥‥‥‥‥ 生徒は自宅待機

(2) 午前７時の時点で警報が解除された場合 ‥‥‥‥‥‥ ９時３０分始業
９：３０　ＳＨＲ
９：４５　授業開始
〃　　発令中の場合 ‥‥‥‥‥‥ 生徒は自宅待機

(3) 午前１０時の時点で警報が解除された場合 ‥‥‥‥‥ １３時始業で授業
１３：００　ＳＨＲ
１３：１５　授業開始
〃　　発令中の場合 ‥‥‥‥‥‥ 臨時休業

２　定期考査時の対処

(1) 午前６時の時点で警報が解除された場合 ‥‥‥‥‥‥ 平常考査
〃　　発令中の場合 ‥‥‥‥‥‥‥ 生徒は自宅待機

(2) 午前７時の時点で警報が解除された場合 ‥‥‥‥‥‥ ９時３０分始業
９：３０　ＳＨＲ
９：４５　考査開始
〃　　発令中の場合 ‥‥‥‥‥‥‥ 臨時休業

◎ 生徒に対する注意事項

・登校する際は、当日の全授業の用意をしておくこと。
・混乱が予想されるので、学校・学級担任にはみだりに電話で問い合わせないこと。
・上記の警報が解除された場合でも、交通機関の途絶・通学道路の寸断など、危険が予想される事態が生じている場合は、すみやかに学校に連絡し、指示を受けること。また、状況により全員に指示をする場合があるので、はなまる連絡帳、ホームページの確認をすること。
・注意報発令時には平常通りの授業または考査を行う。